

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>国際戦略総合特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設</p> <p>(国3)(法人税:義)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>現行制度では、法人税の損金の対象となる地方税を軽減した場合、その軽減額は法人税の課税所得となり、国税の対象となる。地方自治体の独自の取組として、特定国際戦略事業を実施する事業者の地方税を軽減しても、その軽減額(損金算入となる地方税分)の法人税率分については、国税の増額となり、その効果が減殺される。</p> <p>そこで、特定国際戦略事業を実施する事業者の法人税に関して、地方自治体が損金算入となる地方税を軽減した場合に、その軽減額分を損金とみなして、法人税の課税所得を計算する特例措置を設ける。</p>
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】 5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】 ⑦総合特区の推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p> <p>【特区目標の例：関西イノベーション国際戦略総合特区】 関西のリチウムイオン電池等新型蓄電池の輸出額 1,299億円(平成25年)→1,985億円(平成28年) ※大阪府等において、「新エネルギー分野」「ライフ分野」等の事業者に対して法人事業税等の減免措置を実施している。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展</li> <li>・各特区における企業の新規立地件数</li> </ul> <p>また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地方自治体が、自らの努力により地方税を減免させる場合に、国税においても所要の措置を講じることにより、民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>関西イノベーション国際戦略総合特区において、10件の適用見込み（関西イノベーション国際総合戦略特区からの聞き取り、大阪市内2件 大阪市外8件）。関西イノベーション国際戦略総合特区以外では、地方自治体による独自の地方税減免の措置がなされていないため、適用見込みは0件。</p>
		② 減収額	<p>年間 43 百万円 〈算定根拠〉</p> <p>関西イノベーション国際戦略総合特区にて、10件の適用見込みであり、これら事業者は、地方税である、法人府民税、法人事業税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税の減税を受けることができる。これによって、10年間で18億1697万円の地方税の減収が見込まれているが、これは、平均すると1年あたり、1億8170万円の地方税減収となる。</p> <p>地方税を減免した場合に、国税において所要の調整措置をとった際、地方税の軽減額に法人税率を乗じたものが国税減収見込みとなることから、<math>1\text{億}8170\text{万円} \times 23.9\% = 43\text{百万円}</math>が国税の減収額となる。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成28年度以降）</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。本要望の実現により、10社程度の企業進出を見込んでおり（関西イノベーション国際総合戦略特区からの聞き取り）、設備投資や雇用者数、製造品等出荷額が増加することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成28年度以降）</p> <p>規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。本要望の実現により、10社程度の企業進出を見込んでおり（関西イノベーション国際総合戦略特区からの聞き取り）、その結果、約150億円の新規設備投資が生まれることが見込まれる。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 28 年度以降）</p> <p>租税特別措置が新設されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 28 年度以降）</p> <p>本要望の実現により、年間 43 百万円の税収減が推計されるが、関西イノベーション国際総合戦略特区内に 10 社程度の企業進出と約 150 億円の新規設備投資が生まれることが見込まれていることから、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生すると分析できる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地方税の軽減相当額を補助金で交付したとしても、補助金に対しても法人税が課税されてしまうため、補助金の効果が減殺されてしまう。地方税の軽減効果を低減させないためには、租税措置を講じる必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>総合特区制度においては、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置が設けられている。</p> <p>規制の特例措置は、総合特区の目的に資する事業を進めるにあたり支障となる国の規制について、国と地方との協議を通じ、緩和を図っていくものである。財政・金融の支援措置は、総合特区に関する計画の実現に向け、各府省庁の予算制度等を重点的に活用するものである。</p> <p>したがって、国際競争力のある産業拠点整備を目指す、本税制措置とは目的、役割が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>総合特別区域法第 5 条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月